

令和5年9月28日

高齢者施設長 様

介護保険課長
疾病対策課長

高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症における報告と現地調査について

日頃より、新型コロナウイルス感染症対応につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上5類に位置づけられ、埼玉県の方針に基づき高齢者施設等クラスター対策として、入所施設において陽性者が一人発生した段階で速やかに介護保険課にご報告をいただき、現地調査を実施してきましたが、この対応は9月末を持ちまして終了いたします。

しかしながら、高齢者は重症化リスクが高いことに変わりないことから、介護保険課及び保健所疾病対策課では10月以降も下記のとおり対応して参ります。つきましては、引き続きご協力をお願いいたします。

記

1 報告事項

介護保険課には従来どおり1名でも陽性者が発生した場合には報告をお願い致します。

保健所疾病対策課への報告は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日付厚生労働省通知）」【別添】の4のア・イ・ウの場合をお願いいたします。

市ホームページ>疾病対策課>保健所疾病対策課>

「社会福祉施設などにおける集団感染症発生時の報告（施設向け）」



2 クラスター対策における現地調査及び指導

高齢者施設等でクラスターが発生し、対応困難、感染予防対策の助言等の要望があれば、現地調査に伺いますので保健所疾病対策課にご連絡下さい。

3 その他

新型コロナウイルス感染症対応につきましては、引き続き、リスクの高い高齢者及び関係者への注意喚起と感染症予防についての周知をよろしくお願いいたします。

【担当】

疾病対策課 感染症係 048-423-6726

新型コロナウイルス感染症担当 048-423-6726

介護保険課 事業者係 048-259-7293